

認定会員規則

第1章 総 則

第1条（目的） この規則は、特定非営利活動法人金融検定協会（以下「協会」という）の定款第5条に定める認定資格の会員登録者に対して、資格認定会員（以下「会員」という）の絶えざる研鑽と法令遵守に対する高揚の精神を養うため、継続研修・更新試験ならびに会員の倫理行為規範について定める。

2、この規則の定めを補足するために、別に施行細則を制定する。

第2条（認定資格） 協会の認定資格は、定款の定めにより定例理事会で決定した次の各号とする。

- ① コンプライアンス・オフィサー（以下「SCO」という）
- ② コンプライアンス・オフィサー補（以下「ACO」という）
- ③ 住宅ローンアドバイザー（以下「HLA」という）

2、前項の認定資格名称は、施行細則第2条に明示する。

第2章 会 員

第3条（会員） 会員は、第2条の認定試験の所定の単位を取得して合格した者が、第4条の受験願書の記載に対して協会が定める記載事項の確認を経たものとする。

2、会員の資格は、第6条の合格証書交付により生じるものとする。

第4条（受験願書） 受験願書の記載項目は、団体取扱い、個人用の2種類とし、記載項目は施行細則第4条に明示する。

第5条（会員の種類） 会員は、次の部会登録会員（A会員）または一般会員（B会員）の2種類とする。

- ① 部会登録会員は、HLA 認定試験合格者で以って構成する。部会の入会は任意とし、団体で加入する法人会員と個人資格で加入する個人会員の2種類に分かれ、加入者は自由に選択できる。部会員は会員名簿(協会HP)に掲載され、入会金、年会費を支払う対価として施行細則2号文書に示すサービスを受けることが出来る。
- ② 一般会員は、HLA会員で部会入会をしない者、ならびにSCO, ACO認定試験合格者で以って構成する。一般会員は、会員名簿(協会のHP掲載)に氏名が掲載されるが、入会金、年会費は不要とする。

第6条（合格証書の発行） 協会は、受験者が合格したときは、合否判定日から2週間以内に認定試験合格証書、成績通知書を郵送しなければならない。同時に不合格者には成績通知書（不合格）を送付しなければならない。

第7条（会員名簿） 会員は、協会ホームページに認定資格別、都道府県別に氏名・認定番号を五十音順別に掲載するので、特に会員名簿は発行しない。

2、ホームページの掲載は、第三者が登録会員の確認が容易に出来るように、氏名の検索だけで可能なようにシステム化しなければならない。

第8条（資格名称の使用） 会員は、第3条2項の会員資格が生じた時点で、第2条2項の認定資格名称を使用することが出来る。使用は名刺、パンフ等に使用することは自由とする。但し、会員資格有効期限を過ぎても資格継続試験を受験しなかったとき、または会員資格を喪失したときは使用することができない。

2、協会は、前項但し書きに違反した者に対しては、理事長名で以って使用の禁止を要請することが出来る。

第8条の1（名称使用の特例）前条の名称使用について金融機関勤務者の場合は、H L A、S C O、A C Oの金融機関内部研修が制度化されているときは、会員入会、または資格継続試験を免除したうえで名称の使用を認めるものとする。但し、金融機関が合格者の部会入会を推奨、または継続資格試験の受験を推奨する場合はこの限りではない。免除の基準は施行細則に明示する。

2、前項にいう金融機関とは、金融担当大臣の免許事業者とし、ノンバンクまたは住宅事業者等は対象とはしないものとする。

第9条（資格証明書の発行）資格証明書は、第5条1号のH L A部会入会の会員に対しては全員を対象として発行する。

2、第5条2号の一般会員には、希望者を対象に申請書類を審査の上発行する。審査方法は施行細則第11条の2に明記する。

3、資格更新による資格証明書の書換えは、継続試験合格後2週間以内に顔写真等の再提出を求めて行なうものとする。この場合、前回の顔写真の流用に限り取扱うことができる。

4、資格証明書の発行に際しての手続きは施行細則第6条の1、及び費用については施行細則2号文書に明示する。

第3章 資格継続学習・試験

第10条（資格有効期限）会員の資格は合格した受験日から満3年の当該月末を資格有効期限とし、その日までに協会の資格継続試験に合格しなければ資格を喪失するものとする。

第10条の1（資格継続試験）前条にいう資格継続試験は、資格有効期限の6ヶ月前（合格した受験日から起算して満2年を経た翌年の後半6ヶ月間）に、協会指定のテキストによる資格継続学習を行い、W E Bによる資格継続試験を受験しなければならない。

2、協会は、資格有効期限の到来した会員に対して「資格継続試験案内」をしなければならない。具体的には施行細則第9条で定めるものとする。

第10条の2（資格継続試験の特例）会員が第8条の1の2項に該当する金融機関職員の場合、勤務先団体の研修が継続的に行われていることの届出で以って資格継続試験を免除し、会員の資格を継続することができるものとする。

2、前項の届出についての取扱いは、施行細則第11条の2に明記する。

第11条（資格継続試験）H L Aの認定資格者は、受験申込み後送付されるテキストで以って学習し、W e bによる資格継続試験を受験し所定の単位をとれば資格を更新する。所定の単位は施行細則第11条に明記する。

第11条の1（資格更新者の再受験期間）協会は、前条の資格有効期限到来者に対して、有効期限6ヶ月前に再受験案内を出し、有効期限内に受験を勧めなければならない。

2、受験方法、受験内容は第10条、第11条によるものとする。なお、受験期間等については施行細則第11条の1で以って定めるものとする。

第12条（資格の喪失）会員は、会員資格有効期限内に更新試験を受験しなかったとき、ま

たは受験をしても合格しなかったときは、有効期限を以って会員資格を喪失する。
但し、第 10 条第 2 項の特例を受けた金融機関職員には適用しない。

2、会員が資格を喪失したときは、ホームページの会員登録から氏名が削除され、同時に「認定会員」の名称使用ができなくなるものとする。

第 4 章 部会登録会員

第 13 条（部会入会申請書類）会員は、部会登録を希望するときは協会所定の「部会入会申請書」に次の各号を記載し提出しなければならない。

- ① 氏名
- ② 合格証書記載の認定番号
- ③ 現住所
- ④ 勤務先会社名または職業
- ⑤ 電話番号
- ⑥ メールアドレス（任意）

2、氏名、現住所、職業、電話番号についての審査は、施行細則第 4 条（受験申込書の記載項目）を援用する。

第 13 条の 1（部会入会審査）協会は、前条の部会入会申請書記載文書の審査については、次の通り取扱うものとする。

- ① 法人取り纏め入会申請書は、取り纏め責任者の記名・押捺があれば入会者個人の記載事項等の確認は省略する。
- ② 個人申込みについては、施行細則第 12 条に明示する。

第 13 条の 2（サービスと経費負担）部会登録会員は、認定資格の種類に従い、施行細則に明示したサービスの享受と引き換えに費用の負担をしなければならない。

2、費用の支払いを所定の期日までに納めなかった部会登録会員は、その資格を喪失しサービスを受けることができないものとする。

第 14 条（入会金・年会費）部会登録会員は、サービス提供の対価として下記の入会金、年会費を支払うものとする。

- ① 入会金（入会時に支払う）
- ② 年会費（毎年、所定日に支払う）

2、入会金、年会費は施行細則 2 号文書で以って明示する。

第 15 条（入会金の特例）法人が会員に代わって入会金を支払う法人会員は、退会した者に代わって入会した者の入会金は徴収しない。但し、名義書換料は負担しなければならない。名義書換料は施行細則 2 号文書に明示する。

第 16 条（年会費の起算日）年会費の起算日は、新規会員は受験合格月の翌月起算とし、更新会員は有効期限の翌月起算とする。

2、会員登録日が入会希望者の都合で遅れた場合においても、正規の年会費を支払わなければならない。但し、協会の責任において入会が遅れた場合は、年会費を按分計算で減額する。

3、年会費の毎年の支払いは、前項の起算日を基準にして満 1 年を経過した時点での協会の請求書到着から 1 ヶ月以内とする。

第5章 倫理規定・除名・退会

第17条（善管注意義務）会員は、認定資格の行使に際しては、善良なる管理者の注意義務をもって顧客に対応し、顧客の利益を阻害することがあってはならない。

第18条（信義誠実）会員は、認定資格をアドバイザーとして行使する場合、常に適合性の原則に立ち顧客に最も適合した提案を行うため、知識の研鑽を積み誠実に業務を遂行しなければならない。

第19条（守秘義務）会員は、認定資格行使によって知りえた顧客の機密情報を、一切第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の取扱には格段の注意をもって臨み、不測の事態を招いてはならない。

第20条（法令遵守）会員は、認定資格行使に関わる法令を常に遵守し、専門的な知識を用いて不当な利益を顧客ならびに自らに図ってはならない。

第21条（信用失墜）会員は、日常生活または社会生活において、社会常識を覆すような行為により協会ならびに認定資格の信用を失墜させてはならない。

第22条（認定資格の喪失）会員が第17条、第18条、第19条、第20条、第21条の一に抵触し、その行為が目に見え、倫理委員会に提訴し、倫理委員会の決定により認定資格を喪失するものとする。

2、資格認定会員が、法令違反で逮捕され裁判で有罪判決が出て刑に服したときは、その時点で認定資格を喪失する。

3、除名された者は直ちに協会に対しての負債がある場合は、速やかに清算しなければならない。

第23条（会員の除名）部会登録会員は、次の各号の一に抵触したときは、部会登録会員を除名する。

① 第22条により認定資格を喪失したとき

② 入会金、年会費及び費用の負担を正当な理由がなく、請求を受けて6ヶ月を経て督促状をもっても支払わないとき

2、前項のほか次の各号の一に該当するときは、部会登録会員の退会を認めるものとする。

① 部会登録会員本人の希望によるとき

② 部会登録会員が法人会員の場合、法人の退会希望によるとき

③ 会員が死亡したとき

④ 法人会員の法人が消滅したとき

第6章 付 則

1、本規約の改正は、常任理事会に諮り定例理事会で決定する。

2、本規約に定めるもののほか、本規約の円滑な遂行のために必要な事項は、施行細則に定めるものとする。施行細則は事務局が起案し、常任理事会に諮り理事長が決定する。

3、本規約の条文解釈に疑義のあるときは、理事長が決裁する。

4、本規約は平成20年7月1日より施行する。

第1次改正 平成22年12月7日

第2次改正 平成23年6月9日

施行：平成23年6月10日

資格認定会員施行細則 2号文書（10/11/01 改正）

摘 要		部会登録会員（A会員）	一般会員（B会員）	
認定資格名		住宅ローン アドバイザー	コンプライアンスオ フィサー コンプライアンスオ フィサー補	住宅ローン アドバイザー
部会名		住宅ローンアド バイザー部会		
入会金		3,000 円		
年会費	メール 登録あり	2,000 円		
	メール 登録なし	3,000 円		
会員名簿 協会HP掲載		入会即掲載	希望者のみ掲載	希望者のみ掲載
資格証明	初回発行	無償提供	希望者 2,000 円	希望者 2,000 円
	書き換え	1,500 円	希望者 2,000 円	希望者 2,000 円
資格名称使用		使用可	使用可	使用可
資格継続試験	試験方法	WEBで以って 2 時間以内で 40 問、出題形式は 4 答択一式		
	合格基準	40 問中 22 問正解（100 点満点 55 点）時点で合格の表示が出る		
	試験内容	1、直近 2 年間の法令・制度の改正問題、直近 1 年間の社会的に問題となった題材ならびに実務上の問題とし、試験幹部会の審議を経て常任理事会で決定する。 2、前項の場合、当該資格について関係当局が関与する学識委員会または資格継続委員会の意見・報告等がある場合は、その趣旨を十二分に斟酌するものとする。		
	受験料 (テキスト含)	個人扱 5,000 円 団体扱 4,500 円 部会員 2,500 円		
資格継続試験 免除特例		金融担当大臣免許の金融機関職員の資格継続試験は、金融機関本部の『継続的研修制度』採用を条件に免除し、資格名称の使用、資格証明書を発行します。協会事務局にご用命下さい。		
会員サービス		1、住宅ローン会報毎月送付 2、無償進呈（毎年 1 冊） 住宅ローン相談シリーズ ③「諸経費・経費・税金」 3、30%OFF 特価販売 住宅ローン相談 Q & A 定価 2300 円⇒1610 円		

(注) 資格証明書の書換えは、証明書の有効期限切れ後の書換え、及び部会法人会員の退会・入会に際しての名義書換えの手数料を指します。